

昭島市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定について

1. 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要

この法律は、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定されました。【平成24年6月20日成立、同月27日公布、平成25年4月1日施行】

地方公共団体の責務

- 障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める。（第4条）
- 毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定・公表するとともに、調達方針に即した調達を実施し、年度終了後には

2. 昭島市による障害者就労施設等からの物品等の調達方針（平成26年10月1日実施予定）

【調達の適用範囲】 市の全組織が対象
【調対象物品等】 物品（食品類、紙製品、印刷製品など）及び
役務の提供（軽作業、清掃作業、分別作業など）、その他「障

【調達目標】 予算の適正な使用、契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、調達方針の目的に沿って、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

【物品等の調達の推進方法】

- ① 調達の推進に必要な情報の共有（障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報を把握し市の全組織でその情報を共有する。）
- ② 物品等の調達において、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
- ③ 優先調達が可能となるよう、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、履行期間や発注方法を考慮するよう努める。
- ④ 地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、随意契約の積極的な活用を図る。
- ⑤ 障害者就労施設等が供給する物品等の向上及び供給の円滑化に向けた取り組みの支援に努める。

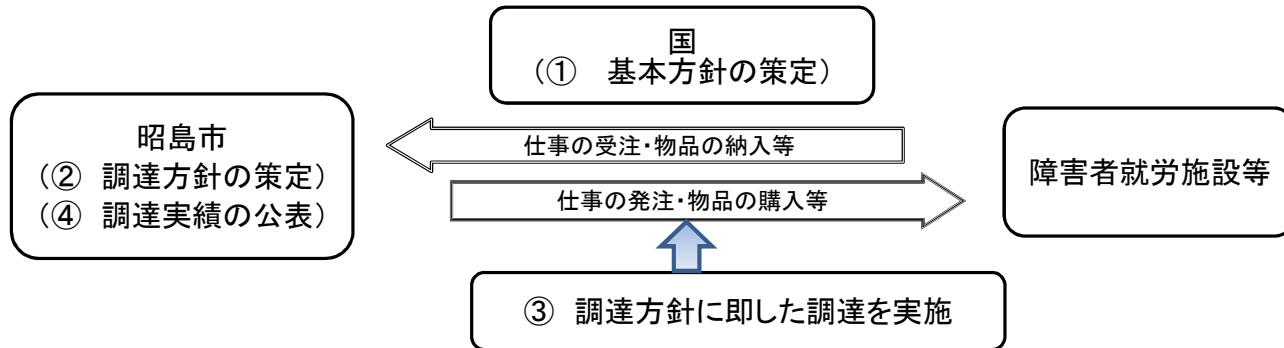
【実績の公表】

会計年度の終了後、調達実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等による公表する。

3. 障害者優先調達推進法のポイント

国、地方公共団体及び独立行政法人等は、物品等の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等からの物品等を調達するよう努めるとともに、次の取り組みを行うこととされています。

- 国は、障害者就労施設等からの物品等の基本方針を定める。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表する。
- 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって、法定障害者雇用率を満たしている事業者に配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。また、地方公共団体などは、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努める。



【目的のイメージ】

